

児童手当制度改正について

令和6年10月（12月支給分）から児童手当の制度が変更されます。

この度、児童手当法が改正され、令和6年10月分（初回支給は令和6年12月）から、所得制限の撤廃、高校生年代までの支給期間の延長、多子加算の額及びカウント方法の見直しを行う制度拡充が実施されます。また、支払月が年3回から隔月（偶数月）の年6回に変更となります。

制度改正の概要

- 所得制限が撤廃されます。
- 手当の支給対象となるお子さんの範囲が、高校生年代（18歳到達後の最初の3月31日）まで拡大されます。
- 第3子以降の支給額が月3万円になります。また、第1子、第2子、第3子等お子さんのカウント方法について、大学生相当年齢（22歳到達後の最初の3月31日。一部でも手当受給者が生計費の負担をしている場合）までの中で数えます。
- 支払月が隔月（偶数月）の年6回になります。

児童手当制度改正の概要について		
	令和6年9月分まで（改正前）	令和6年10月分以降（改正後）
支給対象	中学校修了までの児童（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）を養育している方	18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（高校生年代まで）を養育している方
所得制限	所得制限あり	所得制限なし
支給月額	<ul style="list-style-type: none">• 3歳未満 一律 15,000円• 3歳～小学校修了まで第1子、第2子 10,000円第3子以降 15,000円• 中学生 一律 10,000円• 所得制限以上 一律 5,000円• 所得上限以上 支給なし	<ul style="list-style-type: none">• 3歳未満第1子、第2子 15,000円第3子以降 30,000円• 3歳～18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（高校生年代まで）第1子、第2子 10,000円第3子以降 30,000円
第3子以降の要件	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの養育している子のうち、3番目以降	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの養育している子のうち、3番目以降
支給時期	3回（6月、10月、2月） （各前月までの4か月分を支給）	6回（偶数月） （各前月までの2か月分を支給）

※例）19歳、16歳、10歳の3人のお子さんを養育している方の場合

- 19歳のお子さんを第1子、16歳のお子さんを第2子と数え、10歳のお子さんに3子以降の手当額が適用されます。（受給者への合計月額40,000円）

制度改正にあたり手続きが必要な方

- 所得上限を超過していることにより、手当を受給していない方（新規申請）
- 中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している方（新規申請）
- 以前から手当を受給し、大学生相当年齢のお子さんがいる方（子3人以上養育）（確認書提出）

手当の受給	世帯の状況（子どもの養育状況）	手続きの 要否	手続き種 別
児童手当・特例給付 を受給していない	中学生までの子どもはいないが、 高校生相当年齢の子どもがいる	必要	新規申請 *1
	中学生までの子どもがいるが、 所得超過のため受給していない	必要	新規申請 *1
児童手当・特例給付 を受給している	大学生相当年齢の子を含めその子から下 の3人以上の子を養育している	必要 *2	確認書の 提出
	大学生相当年齢の子と中学生までの子、 併せて2人の子を養育している	不要	—
	大学生相当年齢の子はいない	不要 *2	—
	特例給付（1人あたり月額5,000円） を受給している。	不要 *2	*1

*1 大学生相当年齢のお子さんを含め、その子から下の子3人以上のお子さんを養育している場合は、確認書の提出が必要です。

*2 児童手当・特例給付を受給している方は、高校生相当年齢のお子さんについて、申請不要で増額となります。

手続き方法

- ① 所得上限を超過していることにより手当を受給していない方、中学生以下の児童を養育しておらず高校生年代の児童を養育している方については新規申請をしていただきます。

必要書類 児童手当 認定請求書

申請者本人名義の口座を確認できるもの（通帳等。郵送の場合はコピー添付）

申請者本人の健康保険証（郵送の場合はコピー）

- ② 以前から手当を受給しており、大学生相当年齢のお子さんがある方（子3人以上養育）については監護相当・生計費の負担についての確認書の提出をしていただきます。

必要書類 監護相当・生計費の負担についての確認書

- ※ 中学生までのお子さんはいないが高校生相当年齢のお子さんがある方や、所得上限を超過していることにより手当を受給していない方で、大学生相当年齢のお子さんを含め、その子から下の子3人以上のお子さんを養育している方は、新規申請と確認書提出両方の手続きが必要です。
- ※ 別居している高校生相当年齢以下のお子さんを養育している方は別居監護申請が必要です。
- ※ 現在手当等を受給していて、転入等により、当町で受給歴のない高校生年代のお子さんを養育している方は額改定申請が必要です。
- ・ ①②に該当する可能性のある方には令和6年8月末から9月初めに申請・届出案内をお送りしますのでご確認ください。(お子さんと別居している場合や、当町に申請履歴がない場合等、案内を送付出来ない場合があります。疑義のある場合は子育て応援課までご連絡ください。)
- ・ 届出につきましては、与謝野町役場子育て応援課(加悦庁舎)もしくは岩滝本庁舎住民係、野田川庁舎住民係にご提出いただくか、郵送で子育て応援課にお届けください。
 郵送先 〒629-2498
 京都府与謝郡与謝野町字加悦433番地
 与謝野町役場 子育て応援課 家庭応援係
 (申し訳ありませんが郵送料は負担願います)

申請期限

- ・ 初回支給(令和6年12月)に反映させるための締切・・・令和6年10月15日(火)
- ・ 最終締切・・・令和7年3月31日(月)
- ※ 令和6年10月16日以降も受付をし、令和7年2月支払時以降に、遡及して支払しますが、なるべく早く手続きいただき、令和7年3月31日までには手続きをしてください。

その他留意事項

- ・ 高校生年代、高校生相当年齢とは、今年度の場合は平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれの方となります。
- ・ 大学生年代、大学生相当年齢とは、今年度の場合は平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれの方となります。
- ・ 申請者が与謝野町外にお住まいの方は、お住いの自治体へ申請が必要です。
- ・ 受給者が、勤務先から児童手当が支給される公務員の方は勤務先へ申請が必要です。
- ・ 多子加算(第3子以降)の勘案、算定対象となる大学生相当年齢の方については、受

給者に経済的負担があることが認定要件となり、一部でも子の学費や家賃・生活費の負担をしている場合等が対象となります（監護相当・生計費の負担についての確認書はこの旨の申立をしていただく書類です）。

- 受給者は、原則として父母のうち所得の高い方となります。

・ 支給に合わせて配布しておりました「支払通知書」は、制度改正のため令和6年12月以降は配布しませんので、通帳等でご確認いただきますようお願いいたします。



お問い合わせ先

与謝野町 子育て応援課 家庭応援係 電話 0772-43-9024